二　障害の状態に関する診断書（当該請求書を提出する日前三月以内に作成されたものに限る。）

三　加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）

３・４　（略）

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （削る） （削る） 十二～十四　（略） （中期計画の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　機構法第十六条第一項（機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の処分に関する事項 （長期借入金の認可の申請） **第十八条**　機構は、機構法第十七条第一項（機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～七　（略） （立入検査のための身分証明書） **第二十三条**　機構法第二十五条第二項（機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の証明書は、別記様式によるものとする。 **附　則** **第三条**　削除	（業務方法書の記載事項） **第二条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　機構法第十二条第一項第十二号に規定する資金の貸付けに関する事項 十三　機構法第十二条第一項第十三号に規定する資金の貸付けに関する事項 十四～十六　（略） （中期計画の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　機構法第十六条第一項に規定する積立金の処分に関する事項 （長期借入金の認可の申請） **第十八条**　機構は、機構法第十七条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～七　（略） （立入検査のための身分証明書） **第二十三条**　機構法第二十五条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。 **附　則** （小口の教育資金の貸付けを受けることができる被保険者の要件） **第三条**　機構法附則第五条の二第三項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。 一　厚生年金保険の被保険者としての被保険者期間及び国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。次号において同じ。）としての被保険者期間（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者並びに同法附則第五条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項に規定する被保険者にあっては、保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。）、保険料四分の三免除期間（同法第五条